

◎新潟県告示第750号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所  
地方卸売市場株式会社糸魚川青果卸売市場  
新潟県糸魚川市横町5丁目2番14号
- 2 地方卸売市場の名称  
地方卸売市場株式会社糸魚川青果卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目  
新潟県糸魚川市横町5丁目2番14号  
野菜、果実およびそれらの加工品
- 4 認定年月日  
令和2年6月18日  
ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。